

ルート変更する調布3・4・14号線の計画幅員の検討(1)

- 調布3・4・14号線のルート変更先の神代植物公園通りの計画幅員の考え方を整理しています。

現
状



- 歩道がない区間もあり安全性に課題
- バスを待つ場所のスペースがなく危険

(市民の皆様から頂いたご意見より)

将
来

検討していく計画幅員イメージ



- 歩道が広く歩きやすい道路
- 自転車が走りやすい道路
- 植栽等が配置されて、景観に配慮した道路
- 無電柱化された災害に強い道路
- 周辺道路の混雑が緩和される道路

ルート変更する調布3・4・14号線の 計画幅員の検討(2)

- ・ 予想される交通量や地域特性から、調布3・4・14号線の計画幅員および断面構成について、以下のような要素に着目して検討しています。

■ 道路幅員による各要素の比較

要素	主な内容	
	道路幅員が 広い	道路幅員が 狭い
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに歩道の設置を行うことにより、だれもが安全に利用できる環境が確保されます。 ・バス待ち環境の改善が図られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と車道の構造的分離が困難です。 ・安全なバス待ち環境の確保が困難です。
快適性	<ul style="list-style-type: none"> ・停車帯を整備することにより、交通の円滑化が図られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の安全かつ円滑な走行性の向上には繋がりません。
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の走行環境が改善されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の走行環境に課題が残ります。
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯の設置により、良好な景観の形成が期待できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な植樹帯の設置は困難です。
事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・移転対象が増加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転対象が少なくなります。

▶ 想定される断面構成を次のページでお示しします

ルート変更する調布3・4・14号線の 計画幅員の検討(2)

- 計画幅員については、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者・自動車の通行空間を構造的に分離可能な幅員(例：幅員16m)とします。

(市民の皆様から頂いたご意見より)

- 歩道がない区間もあり、安全性に課題がある
- バスを待つ場所のスペースがなく危険

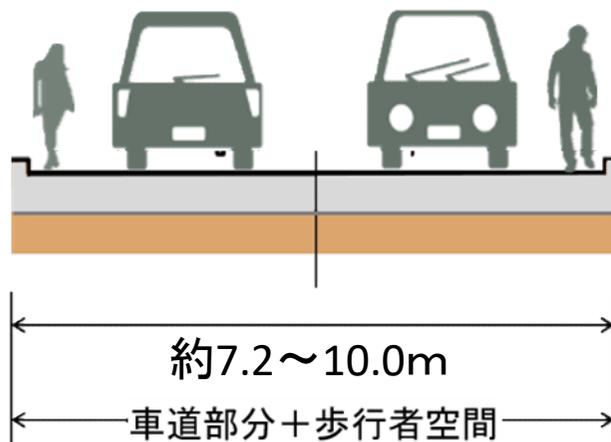


図 神代植物公園通りの状況

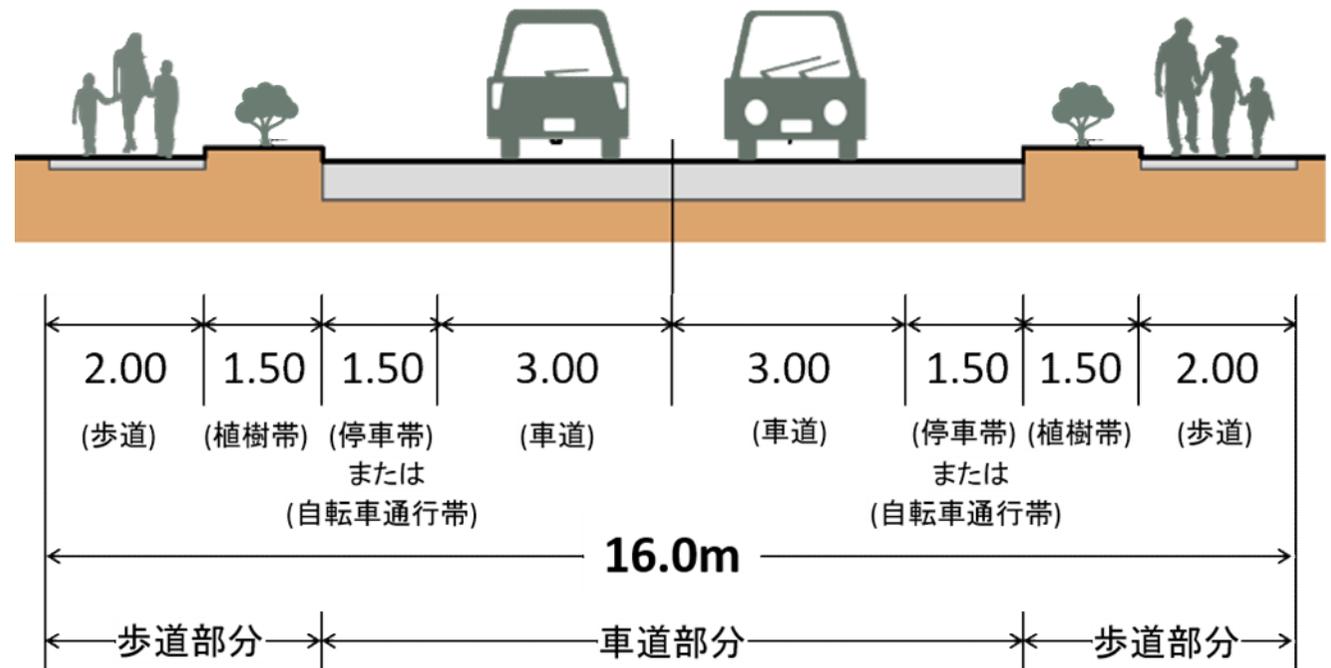


図 想定される断面構成イメージ (幅員16m)

ルート変更案とする調布3・4・14号線の線形の検討(1)

- 具体の道路線形については、地形、地物、現道活用のほか、特別に考慮すべき地点に配慮して検討を進めています。

特別に考慮すべき地点の例

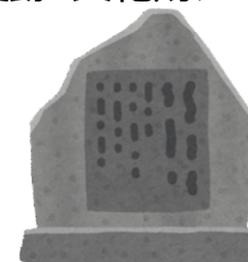
<神社・仏閣>



<学校>



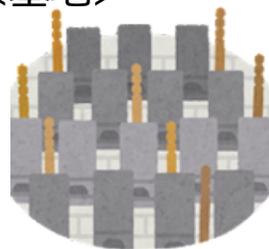
<史跡・文化財>



<地すべり地帯・断層地帯>



<墓地>



<病院>



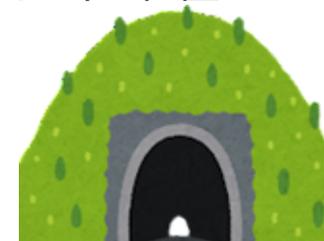
<主要道路との交差・接続位置>



<架橋地点>



<トンネル位置>



▶ 次のページで沿道周辺の確認結果を示します。

ルート変更案とする調布3・4・14号線の線形の検討(1)

- 都市計画道路の計画線の検討に当たって、地域特性等の把握を進めています。
- その他、堅固かつ中高層以上の建築物等のコントロールポイントになる可能性がある物件についても把握を進めています。

現在把握している地域特性等



深大寺浄水所
(一部施設)



野ヶ谷霊園



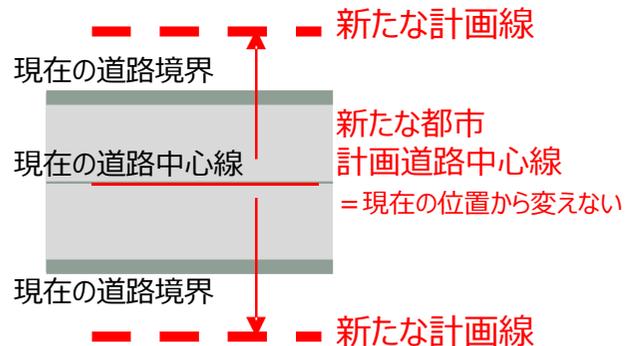
※地域特性とは、沿道土地利用や気象条件、地形といった地勢や風土、地域の歴史・文化、環境や福祉、災害、公共交通機関、ライフライン(情報通信施設、上下水道等)、景観、まちづくりに関わる現状や計画などを示します。
(出典：道路構造令の解説と運用(改訂版:令和3年3月))

ルート変更案とする調布3・4・14号線の線形の検討(2)

- 基本的な考え方
→神代植物公園通りの道路中心線から均等に拡幅することを基本とします。
- 前ページの内容や安全性・快適性等を踏まえ事業性の視点で確認し、線形案を作成します。

【基本的な考え方】

現在の道路中心を維持する両側拡幅



コントロールポイント

安全性・快適性等

事業性の視点

移転棟数

- 拡幅する際に道路用地にかかる物件を把握し、どの程度の物件数が影響を受けるか確認します。

事業費

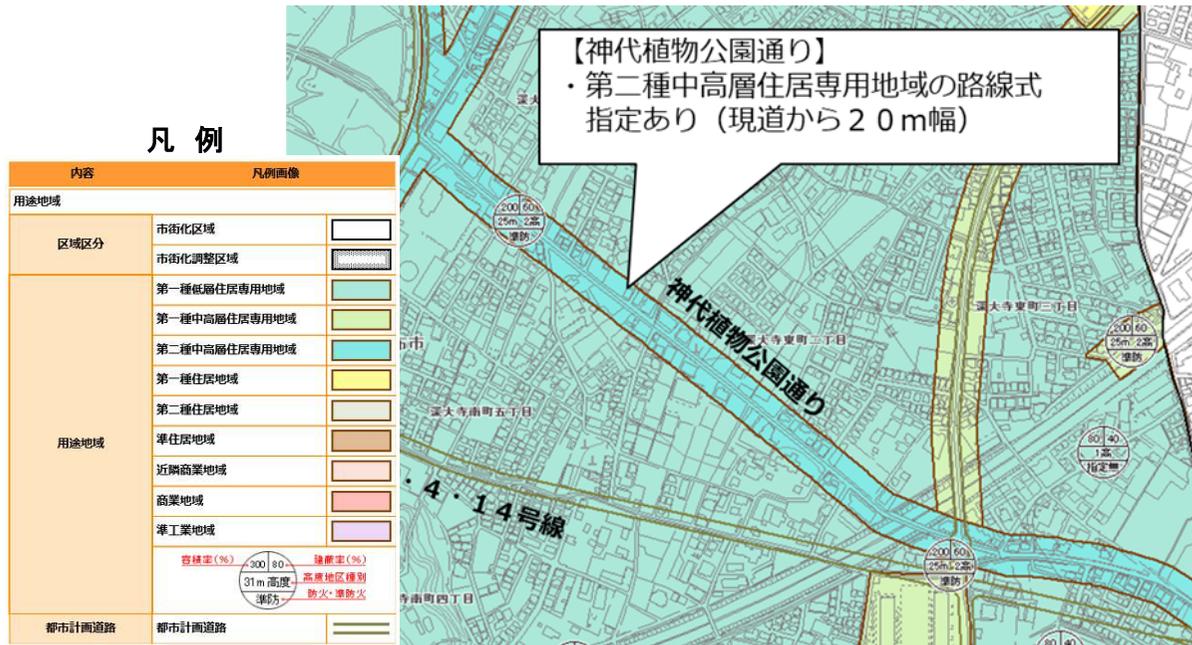
- 移転棟数を踏まえて概算事業費を確認します。

線形案を作成

ルート変更案とする調布3・4・14号線沿線の用途地域の変更

都市計画道路(調布3・4・14号線)の神代植物公園通りへのルート変更にあわせて、用途地域の見直しを検討します。

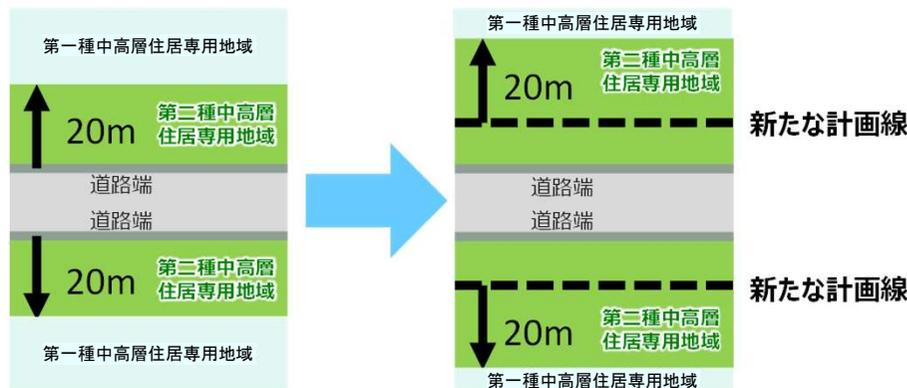
現在の用途地域の設定状況



用途地域とは

- 都市計画法では都市計画区域の中にある土地の使い方を13種類に分けて、建築できる建物の用途や規模を決めています。
- 神代植物公園通り沿線では第二種中高層住居専用地域が指定されており、主に住宅のほか、床面積が1,500㎡以下のお店や事務所を建てるすることができます。

例) 拡幅する場合の用途地域の考え方



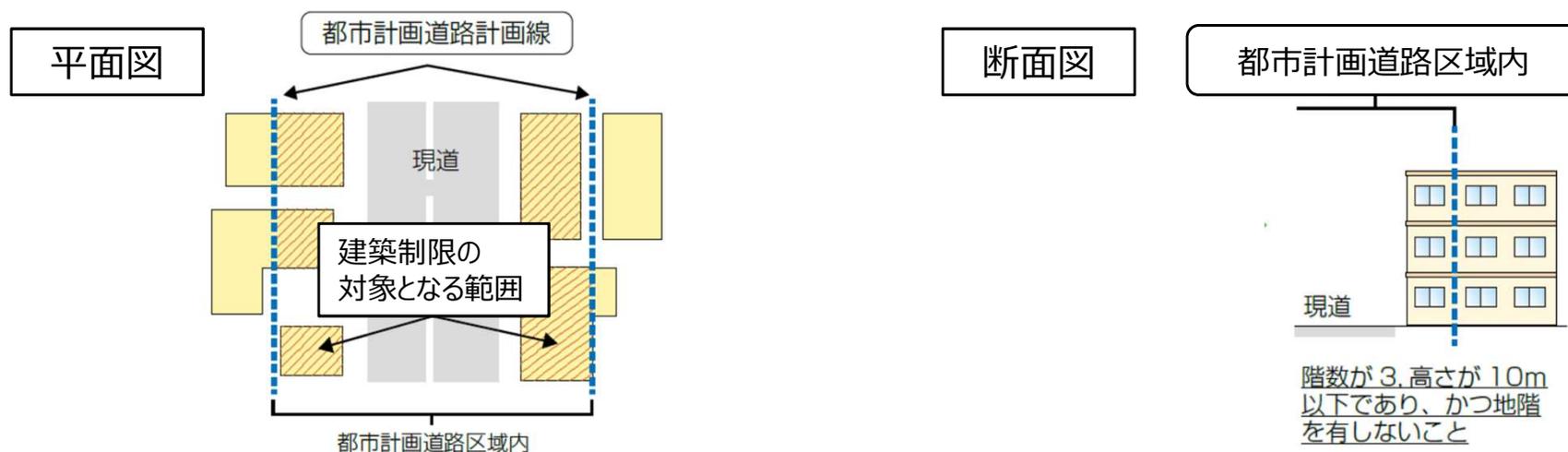
4 調布3・4・14号線のルート変更による沿線への影響について

(1) ルート変更案とする調布3・4・14号線沿線における新たな都市計画道路区域の決定に伴う建築制限

- 都市計画道路(調布3・4・14号線)を神代植物公園通りにルート変更することにより、**新たに都市計画道路の区域内となるエリアには、都市計画法により建築行為に対する制限が課されます。**
- なお、調布3・4・14号線の現都市計画廃止区間においては、都市計画廃止により「都市計画予定地補正」の適用がなくなる場合、固定資産税及び都市計画税が変更になります。
(ただし、地方税法に基づき、税負担調整措置による激変緩和を行うため、急激に増額になることはありません。)

【建築制限の主な適用基準】

- 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック増その他これらに類する構造であること



(2) 都市計画事業に必要な土地等の提供のお願い

- 都市計画事業を実施する際は、都市計画事業の施行に必要な土地等の提供をお願いすることになります。

現都市計画線沿道における対応

- 現都市計画線沿道(市道北164号線)について、調布3・4・14号線をルート変更した場合でも、防災の観点から地区内道路としての位置付けが必要です。

現都市計画線部分の現状

- 現状では最小幅員が4.55mの道路であり、災害時等に消防車などの緊急車両の通行が困難となる可能性があります。



図①～④ 現都市計画部分の現状

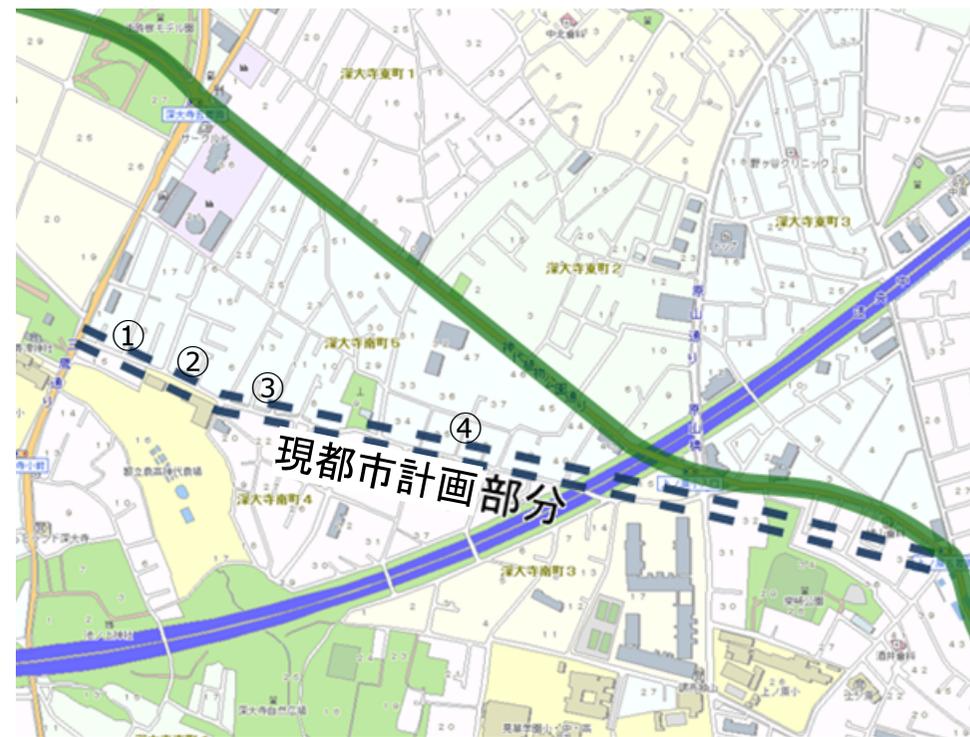


図 現都市計画部分

現都市計画線沿道における対応

- 調布3・4・14号線をルート変更した場合でも、現都市計画線(市道北164号線)の一部を6.0mで整備することで、消防活動困難区域を縮小させて防災性の向上を図ります。

計画内容

- 消防活動困難区域の解消に資する路線として、発災時に**消防車が通れる幅員(6.0m)**を確保することで、**消防活動困難区域を縮小**されます。
- 地区内道路網**として**位置付けを進めます**。

道路線形の考え方

- 現行の道路中心線から両側に拡幅することを基本として、沿道での開発事業等の状況を踏まえ幅員を確保する方法を検討しています。

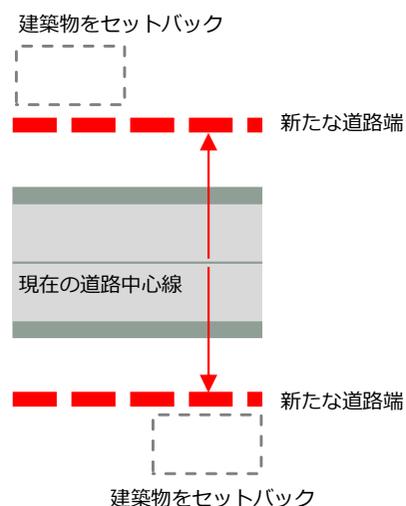


図 道路線形のイメージ



図 現都市計画線部分にかかる消防活動困難区域